

健高第444号

平成29年3月24日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

今治市健康福祉部

高齢介護課長

### 地域密着型サービス事業所における非常災害対策計画について

このことについて、水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画（以下「計画」）の策定状況及び避難訓練の実施状況の報告に併せて、計画策定済みの事業所においては、計画の提出をしていただきました。当該計画について、愛媛県が作成した「社会福祉施設等における非常災害対策計画の点検・見直しガイドラインについて」において示された点検・見直し項目※<sup>1</sup>及び国から示された点検項目に沿って高齢介護課において確認を行いました。その確認結果を下記のとおり示しますので、貴事業所において策定されている計画※<sup>2</sup>において、○※<sup>3</sup>がつく内容となっているか（×になっていないか）再度の検証を行い、必要があれば、計画の修正※<sup>4</sup>を行ってください。

また、未作成だったとして計画の提出を行っていない事業所※<sup>5</sup>は、県のガイドラン等と併せて当該内容を参照し、速やかに計画を作成するとともに、できるだけ早期に計画に沿った避難訓練を実施してください。

なお、県が実施した昨年12月の水害・土砂災害への備えに関する要配慮者利用施設の管理者向け説明会に参加していない事業所は必ず県のホームページから資料をダウンロードし、内容を確認しておいてください。

※<sup>1</sup> 各点検項目の詳細については、添付のガイドラインを参照してください。

※<sup>2</sup> 計画は事業所の見やすい場所に掲示する必要がありますが、個人情報（連絡先、利用者情報等）が記載されたものについてはこの限りではありません。

※<sup>3</sup> 提出していただいた計画の中で優れていると思われる例は◎にして掲載していますので、参考にしてください。

※<sup>4</sup> 計画提出済みの事業所について、今回の確認結果を踏まえた内容の計画となっているかは、実地指導等において確認を行います。

※<sup>5</sup> 未作成だった事業所は作成後の計画を今治市高齢介護課に提出してください。

(1) 施設の立地条件、周辺環境（国の点検項目：介護保険施設等の立地条件）

#### 確認結果

○防災マップ等及び土地の高さ、川、山、がけとの距離等の立地条件の分析により、起こりうる災害（河川の氾濫等）、その程度（どのくらい浸水するか等）を想定できている。

○避難所までの距離、そこに至るまでの経路に想定される障害（渋滞、土砂等）が検討されている。

×事業所ごとに立地条件等から想定される災害の分析が行われていない。

×事業所の位置が示されているだけで、検討が行われていない。

## （2） 災害発生時の組織体制（国の点検項目：災害時の人員体制、指揮系統）

### 確認結果

○役割分担表が作成され、誰（氏名又は職種）がどの班に所属し、どのような役割を負うかが具体的に定められている。

◎統括責任者や班長については、代行者を定め、不在時においても非常災害に対応が可能な体制となっている。

×役割分担表は作成されているが、誰がどの班に所属するかが具体的に定められていない。

○職員参集基準が作成され、どういった場合に誰が出勤すればよいのかが具体的に定められている。

×職員参集基準が作成されていない、又は作成されていても地震時のものだけで、風水害等に対応したものになっていない。

## （3） 災害発生時の緊急連絡網、通信手段（国の点検項目：災害時の連絡先及び通信手段の確認）

### 確認結果

○緊急連絡先一覧が作成され、防災危機管理課、高齢介護課、消防署その他必要な連絡先（ライフライン関連、医療等）の電話番号が記載されている。

○職員の緊急連絡網が作成され、誰が誰に連絡を取るかが明確になっている。

◎緊急連絡網に職員が住居からどの程度の時間で参集が可能か記載されている。

×職員の連絡先一覧は作成されているが、連絡網として整理されていない。

○停電時の連絡方法について、携帯電話を活用する等の検討が行われている。

◎利用者家族への連絡について、連絡する内容、連絡先等について、事前に調整されており、避難や引き渡しに混乱が生じないようにしている。

## （4） 施設の利用者に関する情報把握（国の点検項目：避難方法）

### 確認結果

○利用者の氏名、生年月日、心身の状態、服用薬、連絡者氏名、連絡先、注意事項等が記載された利用者情報一覧が作成され、非常時に持ち出し可能な状態で保管されている。

◎利用者情報一覧の中で、利用者の状態に応じた避難方法（自動車、徒歩、車椅子、ストレッチャー等）が、記載、色分け等により明確になっている。

×非常災害時に活用できる利用者情報一覧が作成されていない。

(5) 災害に関する情報の入手方法 (国の点検項目：災害に関する情報の入手方法)

#### 確認結果

○気象情報、気象注意報・警報・特別警報、土砂災害警戒情報については、情報の入手先として、マスメディアの各種気象情報、気象庁ホームページ、愛媛県河川・砂防情報システム等が記載されている。

○避難情報、防災情報については、今治市ホームページの緊急・防災情報、今治市防災行政無線、広報車、緊急速報メール、愛媛県防災ウェブサイト、国土交通省防災情報提供センター、愛媛県河川・砂防情報システム、えひめ河川(かわ)メール等が記載されている。

◎停電後はラジオ (FMラジオバリバリ)、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集し、これに備えて乾電池、充電器 (手回し式や電池式) 等を整備する旨が記載されている。

×「テレビ・ラジオ・インターネットから情報を収集する。」旨が記載されているだけで、具体的な情報の入手先が特定されて記載されていない。

(6) 災害警戒体制の確立と避難を開始する時期、判断基準 (国の点検項目：避難を開始する時期、判断基準)

#### 確認結果

○土砂災害の発生が予測される区域又は河川の近くに事業所がある場合、土砂災害や河川の氾濫等の前兆現象 (具体的に記載) を確認した際には、直ちに自主避難を開始する旨が記載されている。

○今治市から「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示 (緊急)」が発令された場合は、それに従って予め定めた避難場所へ避難を開始する旨が記載されている。

※昨年8月に岩手県岩泉町で発生した台風第10号がもたらした水害では、グループホームにおいて、避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられませんでした。これを受けて避難準備情報等の名称が次のように変更されていますので、計画の中で旧名称のままになっている場合は、変更してください (通知別添)。

変更前		変更後
「避難準備情報」	⇒	「避難準備・高齢者等避難開始」
「避難勧告」	⇒	「避難勧告」
「避難指示」	⇒	「避難指示 (緊急)」

×避難を開始する時期、判断基準について記載がない、あるいは管理者等が判断する旨のみの記載となっている。

(7) 避難行動の確認 ((国の点検項目：避難場所、避難経路、避難方法)

#### 確認結果

避難場所

- 施設内避難及び施設外避難について、避難場所があらかじめ選定され、明記されている。
- ×避難場所が具体的に記載されていない。

#### 避難経路

- 建物内の避難経路図が作成されている。
- ×事業所の見取り図を掲載しているだけで、避難経路が記載されていない。
- 所定の避難場所までの複数の避難経路が設定され、徒歩・車両による所要時間・距離が把握できている。

#### 避難方法

- 利用者の状態ごとに避難するための方法（自動車・徒歩・車椅子・ストレッチャー）が定められ、グループ分けができています。
- ×避難方法についての記載がない。

### (8) 物資の備蓄、施設・設備の定期点検（国の点検項目：該当なし）

#### 確認結果

- 避難生活に備えて生活必需品を備蓄するとともに、備蓄品のリストが作成されている。
- 利用者情報一覧など非常時持ち出し品リストが作成されている。

### (9) 避難訓練等の実施、検証（国の点検項目：該当なし）

#### 確認結果

- 防災訓練及び防災教育についてその内容、時期等が記載されている。
- 訓練実施後は、その実効性を十分に検証し、非常災害対策計画を見直す旨が記載されている。

### (10) 地域の関係機関や住民等との協力体制（国の点検項目：関係機関との連携体制）

#### 確認結果

- 地域の防災訓練に積極的に参加する旨が記載されている。
- 地域社会との連携を密にして災害時の協力関係の構築に努める旨が記載されている。
- ◎他の社会福祉施設との間で相互支援協定が締結され、その施設名が記載されている。
- 地域の安心拠点の役割を果たすよう努める旨が記載されている。
- ×地域の関係機関や住民等との協力体制に係る記載がまったくない。

高齢介護課 介護保険係 0898-36-1526
--------------------------------